

# こぶし

創刊号 2015年1月20日

(シンボルマーク：辛夷の花：信頼)



専門里親廣岡綾子さんの裁判を支援し社会的養護問題の解決を考える会通信

759-4401 山口県長門市日置上5370-8 廣岡逸樹方

メールアドレス：syakaitekiyougokaiketu@yahoo.co.jp 編集責任 清水 満



裁判所前の集会で訴える廣岡綾子さん（原告）と夫の逸樹さん

次回公判 2015年2月16日（月）10時30～山口地裁前集合  
山口市山口駅通1-6-1（JR山口駅からすぐ）

双方の最終弁論です。判決前の最後の公判ですので、傍聴をお願いします！

**専門里親廣岡綾子さんの裁判を支援し社会的養護問題の解決を考える会（里親裁判支援の会）の活動目標**

- 1 廣岡綾子さんの裁判をしっかりと支援します。  
この裁判から日本の現状を学び、問題点を整理し、解決策を一緒に考えていきましょう。
- 2 子どもの専門家とされる児童相談所職員、児童施設の職員が「子どもの権利条約」を守り、施設内虐待を許さない社会を作ります。
- 3 虐待から子どもを守る第一線の機関である児童相談所のあり方について、具体的な提案を行っていきます。
- 4 「社会的養護」の問題について考え、社会的養護の子ども達の「アドボケイト機関」（社会的弱者の意見表明／代弁機関）設立に向けて活動を行います。

## これまでの裁判の経過報告と裁判の背景にある 施設内虐待の問題

廣岡逸樹（原告夫、里父、臨床心理士）

二〇一一年一二月、里親である私たち夫婦は、行政機関（萩児童相談所）が里親を乱用し著しく傷つけたとして、山口県知事を相手に裁判を起こしました。それは管轄の萩児童相談所から私たちに充分な説明もなく、また里子にとつても良いと思えない一方的な判断により、突然里親子関係を断ち切られ、夫婦ともども心身ともに変調をきたすほど大きな精神的ダメージを受けたため、国家賠償法に基づき慰謝料請求をしたものです。原告は専門里親である妻になっていきます。（私たちは、これを「専門里親乱用裁判」と呼んでいます）

私たちのように、児童相談所の独裁的な権力行使により傷つけられている里親が多く存在することは厚生労働省の調査によつても明らかになっており、日本全国各地で今も起こっていることなのです。その日本の悪いシステムをよいものに変えていくためにも、まず多くの人々に知っていただきたいと思っています。

四年間にわたり育てていた里子（当時小学校六年生）が、「児童福祉法第二八条家庭裁判所の決定による里親委託」も視野に入れて実母との交渉をするために、山口市内の一時保護所に一時保護される」（これは嘘であったことが被告準備書面から明かになりました。）ということだったので、学期の途中でありませんが、大事なことだと思ひ、私たち夫婦は同意し、翌日には一時保護所に保護されました。

私たち夫婦は、気になりながらも、「児童福祉法第二八条（も視野に入れて親と交渉する）」という児童福祉司の言葉を信じ里子も

どつて来るのを待つていたところ、二週間も何ら連絡もなかったあげく、私たちが納得できるような説明もありません。一方的に里親委託を解除し、情緒障害児治療施設に措置変更をされてしまいました。それが、二〇一〇年一〇月のことでした。

背景には、里子が私たちに話してくれた児童養護施設入所中に受けた職員からの虐待を、萩児童相談所に「施設内虐待の通告」として、里父である廣岡逸樹が行ったことがあると考えています。

虐待の通告を受けた担当児童福祉司は、里子が五人の施設職員から体罰を受けたことを本人から聞き取りしましたが、まともな調査は全く行わず、国への統計的報告もなく、また里子に対しても何の報告もしません。児童養護施設を指導し、子どもを支援すべき児童相談所の役割は果たされていません。

担当弁護士からも、「行政相手の裁判は、正当な理由があつても勝てない」と当初から言われながら、

①児童相談所から里親が一方的権力の行使によつて傷付けられることがなくなるようにという願い。

②社会的養護の子どもたちが意見を児童相談所に言つてもその意見を全く無視してしまうことが今後二度となくなり、子どもの最善の権利を守る機関になつてほしいという願い。

この二つの強い願いを抱きながら闘ってきました。

私たち夫婦の裁判は今年五月か三月に一審の判決が出るものと思われまふ。

里親との民主的な対話を一切せず、里親が傷つくような行政処分を一方的におこなつたこと、「施設内虐待」の通告をしても、今までの児童養護施設との悪しき馴れ合い関係から、調査すらせず隠蔽するようなことが、今後二度と起こらないように、非暴力的な闘いを多角的に行つていきます。

『意見表明権』を高らかに謳った「子どもの権利条約」を一九九四年に批准している日本で、自分たちの名誉や地位を守るためだけに、一〇年以上にわたってもっとも弱い立場にあるといえる社会的養護の子どもたちの声を無視し、乱用し続けたことになりませう。この行政の罪は非常に重いと考えています。(もし子どもが言ったことが事実であれば、刑法犯罪者が罪を償わずに、その後も羊の皮をかぶって子どもたちと接し続けたことになるわけです。)

今回の出来事は判決が出たから終わりではありません。むしろその後の非暴力的闘いがより重要になってくると考えています。皆さま方の多くのお知恵を借りし、その準備を始めたいと思っています。

## 「平成二三年(ワ)第五五号 (専門里親)損害賠償請求事件」 経過概要

### 1 提訴まで

二〇一〇年(平成二二年)八月二五日、被告(萩児童相談所)は原告への委託を更新する通知をした。里子との生活は五年目に入ることになった。

同年九月二日、被告は、実母に対して、本件児童作成の実母宛手紙(同年九月二日に原告から養育記録と共に封をされた手紙の提出を受けていたものである。)を渡した。実母は手紙を読み、毎日泣いているなどの文言があったため、被告に対して、「いったいこれはどういうことか。」と声を荒げた。

同日のうちに、被告は、原告に対して、「本件児童が実母宛てに書いた手紙に気になることが書いてあったので、本件児童と面談させてもらいたい。」旨を伝え、後日、本件児童と学校側の聞き取り

調査をしている。里母はこの調査時不在だったため、なんらかの報告があるだろうと思つたが、何もなかった。

二〇一〇年(平成二二年)一〇月四日 本件児童を一時保護。前日には、里親に「二八条(家庭裁判所の審判による委託措置という意味と里親は理解した)も考えて、山口市の一時保護所で母親と面会させると言う説明をした。

二〇一〇年(平成二二年)一〇月五日 一時保護。その日、児相の迎えを待つ間に、本件児童は里母に「あんな手紙を書かなければよかった」と発言。野村氏から、実母が仕事が休みとなる一三日に面会させるとの説明があつた。一時保護以降、学校、里親とも少しでもよい関係を築くためにできることを里父里母で話会っていた。預かりが中学時代も続くにしろ、小学卒業で終わりになるにしろ、里親、学校だけでなく関わった人達と少しでもよい関係を作れたり、よりよい形でお別れが迎えられることを目的とした話合いをしていた。

二〇一〇年(平成二二年)一〇月一八日、一九日に里親宅に来た被告は、原告が納得できるように十分な説明をしないまま、同月二〇日、本件児童を里親委託から情緒障害児通所治療施設みほり学園への措置と措置変更した。

里母はこの後暫く精神的に不安定、里父は血圧が上昇するなどし、それぞれに投薬を受けるに至つた。措置解除後も里母はPTA役員の仕事の残務や本児の荷物の整理、学校ボランティアとして学校に行つた際に先生より、入所後の面会時本児が「日置が良かった。楽しみにしていた旅行などがみんなダメになった。好物だった寿司やラーメンが食べられなくなった。」などと話していたことを聞いた。

その後、納得のいく合理的な理由を説明してほしいとの要望を原

告がだし、話し合いの場を二回（一月月末、一月三日）持ったが、一度目は突然被告側がキャンセル。二度目も、立会いを同意していた里親会長北支部長の同席を個人情報が含まれることを理由に拒否し、紋切り型の説明に終始した。到底原告側としては、理解も納得もできるものではなかった。

二〇一一年（平成二十三年）二月、情報公開請求も行ったが、ほとんどが黒塗りの書類ばかりが送付されてきただけであった。その後、弁護士との協議を重ねた末、同年二月訴状の提出を行ったのが、「平成二十三年（ワ）第五五五号（専門里親）損害賠償請求事件」である。「専門里親」が原告となった初めての裁判である。

## 2 初公判から一八回弁論準備まで

二〇一二年（平成二十四年）七月一日の第四回目から第一八回までは非公開で準備書面の交換が行われました。前裁判から提案があった時系列表の作成は、原告側が整理する上でとても役に立ちました。しかし、原告、被告双方で内容に大きな開きがありました。

3 二〇一四年（平成二十六年）一月一六日 第一九回 双方証人尋問（原告側；原告、原告夫、被告；被告側；当時業務課長、担当児童福祉司）

被告二人は、うわさ（誰から聞いたのは全く明らかにされていません）で聞いたことを鵜呑みにし、その後、疑問に思ったことの確認や裏付けのための調査を全くせず、自分たちの推論（私には、妄想にすら思えますが）が正しいということに終始した証言でした。また、原告側弁護士からの質問に対して、はぐらかしたり、自分にはわからないとしらを切ったり、本人たちが述べているスーパーバイザーや児童福祉司の役割とは全く矛盾する発言でした。絶対的権

力を背景にすると、これほどまでに人は醜くなることもあるのかと悲しくなりました。

4 里子が語り始めた「施設内虐待」の通告を里父が行ったのちに、児童相談所職員二名が、里母立会いのもと、本児からも聞き取り調査をし、加害者とされた人物は、里父が聞いていたより一名増えて五名になりました。それにも関わらず、その後調査を全くしなかった萩児童相談所は、「子どもの権利条約」を全く無視したことになる。一月一六日の証人尋問では被告当時常務課長は「施設内虐待はなかった」と言い切りました。どの時点で、だれが何を根拠に、その判断をしたのか今後明らかにしていかなければなりません。

## 5 スピン・オフ ストーリー（その1）

二〇一一年一月、里父は、自身が理事をしているNPO法人の理事長から、支援している一六歳の男子が情緒障害児治療施設（本件児童が入所している同じ施設）の学習部職員から退所後性暴力が続いていることを前年一二月に萩児相の業務課長（本件被告）に訴えたが、取り上げられなかったというのを聞いた。

この件は本件児童が里親宅措置変更されたその当時（二〇一〇年一月頃）と見事に重なっています。その事件では、その高校生男子が萩児童相談所だけでなく、情緒障害児施設にも相談に行ったが、ただ追い返されて終わっています。その二年後に、本裁判原告夫が知事あて意見書として、この事件を取り上げたが、被害者とされる児童の関係者の一部に調査が行われたが、まったく公表されないまま解決済みとされています。

しかし、子どもの権利条約第三九条（注1）に基づけば、被害児童

へのケアも十分になされなければならないが、そのことは全く行われていないのは明らかです。また、加害者とされる人物に対して、事実であれば淫行罪に相当する犯罪であり、子どもを守るべき行政機関や児童福祉機関が闇に葬ってはならない事件であり、公表されてしかるべきでしょう。裁判後、この事件についても真相を究明していくことが必要となります。被害を受けたと訴えた子どもに対してケアを行おうとした形跡は全くありません。明らかに子どもの権利条約違反であることは間違いありません。

また、このように子どもの訴えを「信用できない」として闇に葬り続ける行為は、欧米はもとより、韓国映画「トガニ（るつば）」に見られるように、お隣の国韓国でも決して看過される行為ではなく、日本の福祉行政及び福祉機関が早急に改善をすべきことです。こういう職員集団の中で、どれほどの社会的養護の子どもたちが児童福祉関係者から「ネグレクト」されていることでしょうか。変えましょう。

これは、人手不足という問題とは全く次元が違うことです。被措置児童等虐待対応マニュアルの誠実な履行に加え、「当事者主権」ということを念頭に置いた職員の意識改革を行えば、今の行政の中でも十分に変わっていくことができるものです。また、多くの行政機関はそうなっていると信じています。児童虐待防止の最前線である児童相談所で働く職員が変わっていかなければ、子どもの中でもより立場の弱い社会的養護の子どもたちの権利を守ることはできません。変えましょう。

注1、子どもの権利条約第三九条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱ひ若しくは刑

罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。



- ・原告の廣岡綾子さん（下）
- ・県庁本館前で、県が指導・管理する児童養護施設内の虐待の問題や廣岡さんへの処遇をめぐる街直行動を行うが、それを妨害する県庁職員たち（左上）
- ・県庁前で支援の会の横断幕を掲げる（左下）



## 里親裁判証人尋問を傍聴して

楯野保雄（里親裁判支援の会会員、日本とコリアを結ぶ会・下関）

山口県の不当な仕打ちと闘う専門里親・廣岡綾子さんの裁判傍聴へ行ってきました。

一〇日、山口地裁で「児童養護施設内での虐待を通告した元児童養護施設長の妻で専門里親が里親を解任されたことで山口県知事を訴えた裁判」の傍聴をした。

午前一〇時から原告の廣岡綾子さんと夫の廣岡逸樹さんの証人尋問は一二時半まで原告、被告の各代理人から行われた。

また午後二時から五時半まで被告の萩児童相談所の事件当時の担当職員二人にも証人尋問が行われた。

裁判官は三名とも全員が女性だった。法廷は午前中は三四名の傍聴人で、そのほとんどが原告支持の人々だった。

事件は廣岡さん夫妻が施設に預けられた児童を、里親として養育して来て四人目の子どもを預かっている時で、四年目の時であった。その子どもから施設内虐待の話を聞いて、その児童養護施設の担当者に聞くと事実を認めたので、廣岡逸樹さんは悩みながらもそれを萩児童相談所に通告した。

しかし、それを萩児童相談所はもみ消そうと圧力を廣岡さんに加え、それがかなわないと見て、今度は里子と実母を面会させ、里子が母のもとに帰りたいという思いを高めさせ、その子の実母宛の手紙を児童相談所で実母に見せて、廣岡綾子さんの里親失格の一つの根拠として、里親を解任したということが分かった。里子にとって実母の元に帰りたいというのは切ない本能的なものであつたらう。

そして廣岡さんが日本の児童養護政策の遅れをなんとか改革した

いと研究発表した論文や学会発表に対して、公務員でありながら上司に相談もなくしても良いのか、と被告代理人弁護士に言わせたり、また虐待の通告をなぜ文書で提出しなかったか、公務員だからどうして社会福祉協議会に報告しなかったかと廣岡さんをなじった。また廣岡綾子さんがオープンにした里親体験報告も気に入らなかつたことも明らかにされた。

しかし、施設内虐待は誰も後ろ盾のいない子どもたちにとって恐ろしいことであり、それを防ぐための児童虐待防止法に基づけば事実を通告することにより、当該児童相談所は調査しなければならなくなっているにもかかわらず、それはしていないことが明らかになった。ことにその事件のあつた一年間の児童相談所の記録も裁判所に提出されていない。

果たしてこの裁判どのような判決になるのだろうか？ 次回は二月一六日（月）十一時から山口地裁。ぜひとも傍聴されたい。

ことに女性裁判官のうちの一人はとても明快な質問をして、訴訟指揮も分かり易かつた。原告代理人弁護士は大阪、奈良から児童虐待問題を専門的に取り組んできた弁護士が手弁当でやってくれて心強かつた。

なお、東京からもこの問題の専門家が来られ、日本のこのような虐待を許す子どもたちへの政策がいかに子どもの人権を奪うものかを知らせるチラシとDVDを下さつた。そのDVDは一部ユーチューブでも観れる。これを見ると日本のこのような親に養育放棄された子どもへの政策がいかなるものであるか、その人権侵害が国連からも勧告を受けていることがわかる。日本の里親の割合は一五%、英国七一%、米国七七%、オーストラリア九三%である。日本は世界最低クラスである。

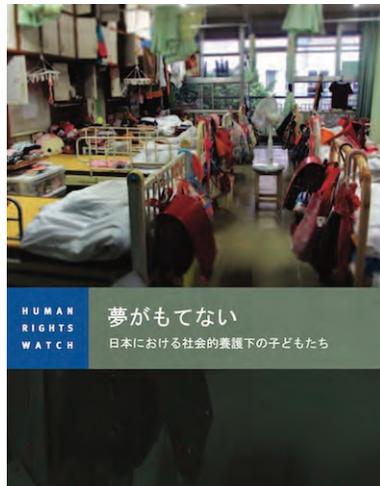
そして国連子どもに対する暴力報告書（UN World Report on Vi-

olence Against Children 2006)では「三歳以下の乳幼児の施設集団ケアは国家による暴力である」と提言した。そしてルーマニアの「ブカレスト初期養育プロジェクト」は二〇〇〇年から一〇年間の調査結果として「人生最初の二年間に施設で暮らした子は、里子となった者や施設に入ったことのない子に比べて、知能指数が低く脳の活動が鈍いこと」と報告した。

「人生最初の二年間を人間味のない施設に閉じ込められて過ごすことが心と脳に破壊的な影響を及ぼします。人生最初の二年間が感受期（臨界期）であり、この間に親密な感情的・肉体的な触れ合いを欠くと人格形成が妨げられます」。

という内容のチラシを読んで、私の知っている子が生後四、五年間乳幼児施設に入れられて、幼稚園の頃に親元に戻されその後言語障害、知能の低下でそれでも中卒後、到底勉強できないのに、中学の先生に高校だけは出ていなさいと高い入学金を取られ私立高校に入學し、ついて行けずに退學、その後、心身障がい者施設に入れられてしまったケースを知っているので、間違いなくこのようなことになってしまうということを実感できた。

最後にこのような日本の遅れた児童養護行政を中東のアルジャジールが「日本の見捨てられた子どもたち」として報道している。同様の内容はBBCでも放送でも流されている。知らないのは日本人だけかもしれない。これを見るといかに日本が子どもの人権をも無視してきたかも分かる。どこが「美しい国・ニッポン」だろうか。ぜひこの外国から見た日本の映像を見てほしい。



欽野さんの紹介する資料以外にも、インターネットで手軽にダウンロードできる最近の資料があります。

『夢がもてない 日本における社会的養護下の子どもたち』  
ヒューマンライツ・ウォッチ・日本

<http://www.hrw.org/ja/news/2014/05/01-1>

ヒューマン・ライツ・ウォッチが二〇一一年一二月から二〇一四年二月にかけて、日本国内の四地方の二〇〇人以上の児童養護施設にいる子どもたちや出身者にインタビュー調査を行い、施設中心の日本の現行制度は子どもの福祉と健全な発達を阻害しており、子どもの権利に関する国際基準に反していることを明らかにしたものです。子どもたちの声、施設の実態、震災以後の子どもの置かれた厳しい状況、児童福祉における日本人の人権感覚の欠如などがよく理解できる必読の報告書です。

## 裁判傍聴記

### 怒りをおぼえる差別的な県側の法廷戦術

入江拓（大学教員）

裁判の傍聴は生まれて初めてでした。自身も里親として児童相談所の心ない対応に何度も翻弄され傷つき、里子との悲憤に満ちた離別を体験させられているだけに、また、同じような痛みを共有する同志として傍聴席に居るだけでも、原告ご夫妻やご家族にとつての支えに少しでもなればという思いで駆けつけました。

満身創痍で証言台に立つ原告と原告証人に対し、腕を組んで仁王立ちになり、絵に描いたような尊大な態度で矢継ぎ早に詰問してくる被告側弁護士。そのありようは、絶対なる確証を持つて原告に反論しているというよりは、原告の訴えを論破する確証に乏しく、不安の裏返し虚勢を精一杯張っているように私には映りました。

法廷闘争ではそれなりの戦略が必要なのは私のような裁判の素人でもわかります。しかし被告側弁護人の主張は、ほとんどが噂レベルの根拠と、杓子定規な規則の解釈を元に原告ご夫妻の名誉を傷つけ、執拗に心理的な揺さぶりをかけているようでした。原告がいかに里親として不適切な人間であるかを主張するために、なぜここまで執拗で陰湿な質問を浴びせ続け、本質的な部分での論争をしないのだろうかと思いませんでした。

そうなのです。するべき論争ができるはずがないのです。被告側が提出した証拠書類のある部分が、それこそごつそりと綺麗に抜けていることを原告側弁護士が鋭く指摘しました。自分たちにとつて都合の悪い事を隠すための意識的（無意識の共謀を含む）な隠蔽？という言葉がまず浮かびました。

原告側弁護人は、一連の経過をストーリーとして提示し、その要所所で起こった事実と、それらにより原告と里子がどのような体験を被ったかを資料に基づいて淡々と論じながら、被告側に大事な部分について確認してゆくというスタイルで臨んでいました。一連のストーリーを丁寧にたどりながら、原告の体験に誠実に寄り添い論点を明らかにしてゆく姿勢なしにはこのような弁護はできないだろうと思わせるもので、原告はこのような血の通った弁護士に巡りあえてよかったと感謝しました。

個人として満身創痍の身を晒して、支え合うように証言台に立つ原告と原告証人のありように対し、個人の責任を可能な限り分散し、曖昧にすることで組織を守るシステムに幾重にも守られている県職員のあるような対比が、それぞれの弁護スタイルの決定的な違いと併せて、大変印象的でした。

また、被告側弁護人は、精神福祉手帳を持っている精神障がい者のF氏が、原告の元里子と交流を持っていたことを取り上げ、F氏のことを「殺人未遂の犯罪者」であるというような根も葉もない属性をレッテルとして扱い、まるで鬼の首でも取ったかのような物言いで「触法のF氏」という言葉を頻回に用いながら、原告が里親不適格であることの根拠として用いようとしていました。

私は、精神科の看護師としての長年の経験から、法廷闘争でそのような扱い方で論を展開すること自体が、「精神障がい者の人権」に対する冒瀆であると心底腹が立ちました。法廷闘争に勝つためには、倫理も踏みにじり、まさに手段も選ばずという、被告側弁護人のそのありように哀れさすら感じました。被告側は、F氏について全く調査すらしていないことが公判の過程で明らかになりました。まさに語るに落ちるとはこのことだと思われました。

F氏がどのような方なのかは私にはわかりません。しかし、理不

尽な形で離別させられた原告側の里子にとつてのF氏は、少なからず彼の自尊心と、基本的な対人関係の基板を成長させる数少ない対象であったこと、また、F氏にとつての里子の存在と、彼との交流を通して与えられた役割が、精神障がいを負って生きるF氏の自尊心を支えると同時に、その出会いが双方にとつてどれだけ大切でかけがえのないものであったかは、私の精神科での臨床経験から容易に想像が付きまします。そのような繊細で温かな交流も、児童相談所による理不尽な里子の引き上げによつて突然、一方的に蹂躪、分断されたのだと思うと怒りと悔しさに身が震え、傍聴席で静かに拳を握りしめ、唇を噛みしめました。

人間はだれでも、人間としての弱さと限界、そして未解決の個人的課題を抱えながら生きる存在です。もちろん完全な里親などどこにも存在しません。しかし、そうであるからこそ、そのようなお互いが関わりあうことに深い意味があると思います。

原告は、自身の人間としての、また、里親としての限界に誠実に向き合い、痛みをもってそれを受け入れようと孤軍奮闘しながら里子に伴つてきました。児童相談所の対応がそのような原告を深く傷つけたのは、その痛みに関する理解と想像力があまりにも乏しすぎるばかりでなく、その自覚すらないからでしょう。弱さと限界を抱える人間が、自分や他者の痛みに対して向き合うことは、心理的な痛みと、大きな不安を伴います。個人より遥かに力のある行政組織に守られた職員が、痛みを感じることなく、また、その自覚なく里親を傷つけ、更には自身の不安に向き合うことをせずに共謀して嘘とごまかしでその痛みを回避し、責任転嫁に終始しているありさまは、哀れと醜悪そのものであると感じざるを得ませんでした。

当日一緒にビラ配りをした原告の息子さんは、私の隣で最後まで傍聴されていました。穏やかで物静かな息子さんです。どんな思い

でご両親が証言台に立たれているのを見ていたのだろうと思ひ、閉廷後にそのことを尋ねました。裁判に勝つても負けても、自分たちが大事にしていることに関して、両親が誤魔化したり逃げたりすることなく、このようなあり方で支えあいながら闘っているということは、自分にとつてはとても意味があり大きいことだ、と答えてくれました。この息子さんのみならず、目立たないところで同じような境遇に置かれて傷つき、煩悶している全国の里親さんたちもきっと同じような思いを抱かれるでしょう。

期せずして家族の夕食の席に同席させていただくことが許されました。食卓で交わされる穏やかで温かい家族のやり取りを聞きながら、この家族にとつては、この闘いも家族が成長してゆくストーリーの大事な部分になるのだろうなと思ひ、このようなご家族と裁判を通して繋がれていることを少し誇らしく思ひ、励まされ、温かい気持ちで帰路につきました。

裁判を維持するには多くの経費がかかります。現在は廣岡夫妻が個人負担をしているのが実情です。里親乱用裁判、社会的養護問題にご関心を持たれた方は、ぜひご入会ください。一口千円です。何口でもかまいません。支援する会通信や裁判、学習会などのお知らせなどを送らせていただきます。

ゆうちょ銀行振替口座 口座番号 0139010190522  
加入者名 里親と社会的養護問題解決を考える会

## この裁判を理解するために

### 日本の社会的養護問題入門その1

清水満（支援の会事務局長、日本グルントヴィ協会幹事）

児童養護施設で育つ子どもたちが日本社会で最も弱者

現在の児童養護施設は、多くが親や養育者からの虐待、暴力を受けるか、ネグレクト（養育放棄）を受けた子どもが、それを避けるために児童相談所の判断で養護施設に保護されています。その数は、二〇一三年の時点で、三万九〇四七人です。

養護施設に入れられ、職員が適切なケアを通して子どもの成長を促すこともあります。家庭と違い職場であるがゆえに、十分なアタッチメント（愛着感情）を保障することはできず、成長に支障が出てきます。親と違い、恒常的な人間関係ではなく、数年で担当者が変わることもあるために、子どもに必要な家族のような親密な関係ができません。その上、それまでの養育環境の悪さからうまく施設やスタッフに適応できない場合、職員から身体的精神的暴力による支配、セクハラ、パワハラなどを受けることがあります。日本の施設は多くが相部屋で、子ども同士のコミュニケーションの問題から、イジメなども生じます。

子どもが苦情を述べる制度がありません。施設のスタッフに体罰を告げても、きちんと対処することが同僚批判や部下批判になり、職場の雰囲気や壊すので、多くの職員がみ消し、子どもへの責任転嫁などに走ります。子どもは無条件に保護される存在ですが、施設で体罰などを受ける子どもは、親からはもちろん保護すべき職員

からも見捨てられ、誰も自分を守ってくれる人がおらず、自分の中でひたすら孤独に苦しむしかありません。

児童は施設から地域の学校に通いますが、学校では特別な子どもとして差別されることが多くなります。不十分なケアの中で育つ子どもが学校生活で満足に過ごせる可能性も低く、環境から来る集中力の欠如、勉強意欲の低下などが指摘されています。それゆえ、統計的には施設出身者の子どもの進学率は低くなっています。高校進学は制度的に保障されているために、全国平均の九八パーセントに対して、施設の子どもの進学率は約九四パーセントですが、大学になると制度的な援助がないために（支度金程度）、全国平均の五三パーセントに対し、一二パーセントと激減します（「社会的養護の現状」（二〇一四年三月）一一頁）。

施設の職員は勤務としての関係ですから、通常の親がもつような教育熱はありません。また制度的にも教育費は公的な範囲で最小限にとどめられます。お金のかかる塾通い、有名私立進学校などに行くことはまず不可能です。当然ながら、有名大学へ行つて、社会的に発言できる立場の地位（官僚、マスコミ、学者、弁護士など）につく子どもは少なく、彼らの意見、実情は社会的にまったく無視されています。せいぜいで、タイガーマスク運動などで見られるように「困難に耐えるけなげな子どもたち」というマスメディアにとつて都合のいいイメージが消費されるだけで、現実の姿は誰も見ようともしません。

#### 不十分な社会的自立支援

児童養護施設は、最長で児童が高校を卒業するまでケアします。その後は出身者が自立しなければなりません。就職や進学などスタ

ップが相談に乗り、斡旋などもあります。施設を出て一年はスタッフや児童相談所職員がフォローすることになっています。しかし、その後はほとんどが社会に出てからの問題は自力で解決しなければなりません。施設出身者の子どもが施設を出て一年間経つと行方が不明になるケースが多いのです。

児童福祉相談所は施設を出てのちも、施設出身者とコンタクトをとることが奨励されていますが、人口に比べて圧倒的に少ない相談所職員は多忙をきわめるために、施設を出てからのフォローは実質的に後回しにされています。社会的自立支援の制度や支援意識の乏しい日本では、経験のない未熟な若者が社会での困難を乗り越えなければならないのです。

顕著な例が「保証人」で、施設の紹介で就いた最初の職場を辞め、再就職をするときには「保証人」や「保護者」の欄に書ける人がいないという問題が起こります。就職やアパートの賃借などができなくなるのです。また、高卒時就職時点で普通自動車免許は必須ですが、施設の子どもたちは一人あたり二〇〜三〇万円かかる取得費用を施設から得ることが困難です。さらに、施設出身者は履歴書に正直に記載すれば、社会的な差別を受け、民間企業の多くは採用をためらいます。

厚労省の資料「社会的養護の現状」（二〇一四年三月）によれば、施設にいる児童の四分の一が障害（しょうがい）をもっています。多い順に、知的障害、広汎性発達障害、注意欠陥多動障害、言語障害、学習障害などです。程度がひどい場合は、情緒障害短期治療施設に入所することもあります。「短期」といながらも、数年以上にわたる場合もあります。これは施設に来る前にもっていたものもあります。いくつかの研究では、施設自体が「子どもの精神・身体・知能・言語の発達がこうむる悪影響の一因だ」（ヒューマ

ン・ライツ・ウオッチ『夢がもてない』（二九頁）ともされています。施設出身者への社会的自立支援の乏しきに加え、障害者として自立の困難さに向きあう二重苦の者もいるのです。

すべての子どもが家庭で育つように

日本政府も賛同した「児童の代替的養護にかんする国連指針」では「幼い児童、とくに三歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきである」と定められています。日本では親のケアを受けられない乳幼児はほとんどが乳幼児院などの施設で育てられます。あまりのひどさに「国連子どもの権利委員会」が二〇一〇年六月に日本政府に改善の勧告を出したほどです。「国連子どもに対する報告書」では「三歳以下の乳幼児の施設集団ケアは国家による子どもへの暴力である」と書かれています。

現在、日本では乳幼児院に二九二四人の子どもが在籍しています（「社会的養護の現状」（二〇一四年三月）二二頁）。乳幼児院などで育つことにより、上に述べたような発達段階でのさまざまな障害がおきてしまう現状があります。日経サイエンス二〇一三年八月号には、ルーマニアでチャウシエスク政権時代に国家政策で乳幼児院にひきとられた一七万人の子どもたちが脳の発達が遅れてしまったことをデータで示した論文が掲載されました。コミュニケーションでの障害はいまでもありません。家庭で育てば健全な発達が可能であったのに、置かれた環境で可能性をもった子どもたちの成長が阻害されています。

日本では、子どもが施設で育てられることが当然視され、悪くいえば、子どもたちの問題、問題を抱える家庭への対応を児童相談所や児童養護施設に任せきりで、閉ざされた施設に閉じ込めることで

社会の暗黒部にフタをしています。これは精神障害者、知的障害者、身体障害者、高齢者施設などと同じ社会的隔離、差別の問題と同じで、日本人の人権意識の欠如を示すものです。

現在の日本では、社会的養護が必要な子どもは約四万人いますが（母子生活支援施設を除く）、児童養護施設や乳児院などで暮らす子どもが三一一五七人、里親委託（ファミリーホームを含む）が五四〇七人です（「社会的養護の現状」（二〇一四年三月）二二頁）。児童養護施設の子どもが八五パーセント、里親＋ファミリーホームは一四パーセント少しの割合です。

他の先進国の里親委託は、オーストラリアが九四パーセント、香港八〇、米国が七七、英国が七一、フランス五五、ドイツ五〇、韓国四三パーセントで、日本が突出して低い数字になっています（「社会的養護の現状」（二〇一四年三月）二三頁）。これは、子どもは家庭的な養育環境で育てるとというのが国際理解、国際標準になっており、あらゆる児童心理学、発達心理学の調査もそれを主張しています。

### 日本の里親制度

施設ではなく、家庭的な養育を支えるのが里親です。日本では里親制度は、養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の四つがあります。

養育里親は一般的な里親で、児童相談所に申請すると研修、職員の家来訪問があり、児童養護への熱意・理解があるか、経済的困窮がないか、研修を受けているかなどの調査が行われた上で認定されます。五年ごとに更新され、そのつど研修を受けます。手当は月額七万二千元、その他に生活費、教育費、医療費が支給されます。

専門里親は、心身に被害を受けた子ども、非行等の問題を抱えた子ども、身体・精神障害をもつ子どもを受け入れる里親で、里親経験三年以上があり、専門里親研修を受ける条件があります。登録は二年ごとで、研修もそのつどあります。養育里親よりも高度な見識、スキルをもった人という位置づけで、問題を抱える子どもの養育にあたります。今回の裁判の原告の廣岡綾子さんは専門里親です。手当は月に一二万三千元、その他に生活費、教育費、医療費支給もあります。

養子縁組希望里親は文字通り養子縁組を目的とした里親です。委託児童数は一七九人（二〇一二年）で、里子全体からすると一六パーセントで多くはありません。その中で、また養子縁組にまで至るのは一七パーセントとされています。

親族里親は直系三等親までの親族が里親になるものです。これも里親手当は支給されません。家庭的養育にあたるものとして、その他にファミリーホームがあり、個人の住居で五く六人の子どもの家庭的養護を行うものです。二〇〇九年から実施されました。

児童相談所と里親は二人三脚で児童の養護にあたるとされますが、実態では児童相談所職員の里親へのフォロー、ケアは不十分で、一年に一度くらいしか家庭訪問をしないということもあります。児童相談所には根強い施設信仰があり、自分たちの権限が届き、任せっぱなしにでき、利権関係もある児童養護施設に子どもを入れたがりです。里親だとミスマッチングが起きたときの対処、フォローが面倒で、事なかれ主義のお役所体質からそれを避けるのです。

とくに養護困難な子どもをあずかる専門里親は半数が里親委託解除の経験があるとされます。今回の廣岡綾子さんの委託解除も児童相談所のそうした姿勢が背景にあると考えられます（つづく）。